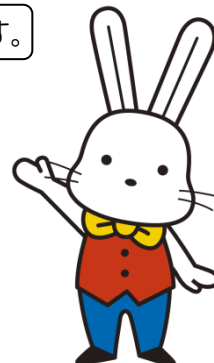


身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんのために

## 難聴児の補聴器購入費等の助成のご案内

難聴児の保護者に補聴器購入費用の一部を助成します。



### 1 対象者

次の要件を全て満たす方

- ①福島市に住所を有する18歳未満の児童。
- ②両耳の聴力レベルが原則30dB以上70dB未満の児童。
- ③補聴器の装用が必要であると医師が判断する児童。
- ④市町村民税所得割額が46万円以上の者がいない世帯に属する方。
- ⑤他の法令等に基づき補聴器購入等の助成を受けていない方。

### 2 助成額

基準額の範囲内で購入費用の**2/3**（自己負担額**1/3**）

※対象経費は、

「新規購入費用」、「耐用年数（5年）経過後に補聴器を更新する費用」または「修理費用」です。

### 3 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②医師の意見書（修理の際は省略できる場合があります。）
- ③福島市に登録している補聴器販売業者が作成した見積書
- ④世帯全員の市民税額を確認することができる書類  
（申請者の同意の上で、福島市で税額を確認できる場合は不要となります。）

**修理費**（成長に伴うイヤーマールド交換を含む）も**対象**となります。

**購入・修理前の申請**が必要ですので、事前にこども家庭課へお問い合わせください。

（福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター内）

お問い合わせは

福島市こども未来部こども家庭課 024-525-7671



#### 4 助成の流れ

- ①こども家庭課へ相談し、申請書・医師意見書等、様式の配布を受けます。
- ②医師の診察（聴力検査等）を受け、意見書を作成してもらいます。
- ③医師意見書を基に、補聴器業者に見積書を作成してもらいます。
- ④こども家庭課へ必要書類を提出してください。
- ⑤助成決定後、申請者に「決定通知」「助成券」「委任状」を交付します。
- ⑥決定通知を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。購入時、補聴器業者に利用者負担額を支払うとともに、助成券、委任状を渡してください。
- ⑦補聴器業者は、福島市所定の請求書に「助成券」、「委任状」、「利用者負担額の領収書の写し」を添付し、福島市へ公費負担額を請求してください。
- ⑧請求に基づき、補聴器業者に公費負担額を支払います。

